

令和3年度事業結果(新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画)(二次改定)

| 課題              | 施策の方向               | 取組内容             | 事業対象課名             | 事業名  | 事業の概要  | 令和3年度事業見込み   | 令和3年度事業結果   |
|-----------------|---------------------|------------------|--------------------|--|--|--|---|
| I 消費生活の安心・安全の確保 | 1. 商品・サービスの安心・安全の確保 | (1)食品の安全性の確保     | 食の安全推進課<br>食肉衛生検査所 | 取去検査等の実施   | 食品衛生監視指導計画に基づき微生物、残留農薬、添加物等の検査を実施                                  | ・検体数:314件(食の安全推進課)<br>・検査回数:52回(食肉衛生検査所)                   | ・検体数:241件(食の安全推進課)<br>・検査回数:42回(食肉衛生検査所)                                |
|                 |                     |                  | 食肉衛生検査所            | 食肉等の拭き取り検査の実施  | 食品衛生監視指導計画に基づき食肉等の拭き取り検査を実施  | 検査件数:1,385件  | 検査件数:1,373件   |
|                 |                     |                  | 食の安全推進課            | 食中毒事故に関する情報の提供   | 食中毒処理対策要綱に基づき食中毒事故に関する情報を提供  | 食中毒事故が発生した際には速やかに情報提供を行う。                                  | 食中毒発生件数:0件  |
|                 |                     |                  |                    | 健康被害を起す違反品の市場からの排除措置   | 食品衛生監視指導計画に基づく取去検査の結果、規格基準等の違反を発見した場合は原因究明を図りながら、廃棄、回収等の措置を速やか講じる。 | 違反を発見した場合は、速やかに措置を講じる。                                     | アレルギーを含む食品の検査での違反1件、新潟県食品の指導基準要注意2件に対し速やかに指導。                           |
|                 |                     |                  |                    | 食の安全意見交換会の開催   | 食の安全意見交換会開催要綱に基づき、食の安全に関する意見を市政に反映するために、消費者・行政・事業者の意見交換会などを開催      | 1回開催   | 1回開催  |
|                 |                     |                  |                    | 栄養成分表示や保健機能食品・健康食品に関する情報の提供                                    | 栄養成分表示及び保健機能食品・健康食品の正しい使い方、食品の広告表現に関する情報を消費者に伝える講習会を開催             | 食花センターにて、栄養成分表示及び保健機能食品等に関する情報を展示                          | 食花センターにおいて、栄養成分表示及び保健機能食品等に関する情報を展示                                     |
|                 |                     | (2)住まいの安全性の確保    | 環境衛生課              | 住まいの衛生相談の実施  | 健康被害を防ぐために、シックハウスについての相談を受付  | 要請があれば相談、測定実施  | 相談2件、測定1件   |
|                 |                     |                  | 建築行政課              | 住宅建築相談会の開催   | 新・増改築・リフォームの公的融資制度、関係法令について相談会を開催                                  | 住宅建築相談会の開催(月1回)  | 住宅建築相談会の開催(月1回)   |
|                 |                     |                  |                    | 木造戸建住宅の耐震改修事業等について、補助制度による耐震化促進                                | 耐震改修工事の促進を目的とした補助制度などの情報を提供  | 固定資産税の納税通知への同封補助制度周知用チラシ(全住戸)<br>市報にいがたへの掲載<br>区役所等でのパネル展示 | 固定資産税の納税通知チラシによる掲載(全住戸)<br>ダイレクトメール(約600件)<br>市報にいがたへの掲載<br>区役所等でのパネル展示 |
|                 |                     | (3)生活用品等の安全性の確保  | 環境衛生課              | 家庭用品の試買  | 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、有害物質の含有量を検査し、販売店の指導を行うことにより、市民の健康被害を防止  | 24検体   | 12検体  |
|                 |                     |                  | 消費生活センター           | 独立行政法人国民生活センターへの原因究明テストの要請                                     | 市民からの相談を受け、製品事故に関する内容を通知するとともに、原因究明を要請(国民生活センター又は製品評価技術基盤機構)       |  | 該当事例なし  |
|                 |                     |                  |                    | 事業者に対し危険商品等の回収等を要請   | 消費生活条例に基づき、危険商品等について回収等を要請するとともに、商品・サービスによる危害の防止のために調査の経過等を公表      |  | 該当事例なし  |
|                 |                     | 事故発生届出に基づく情報を提供  |                    | 消費生活条例の規定に基づき、危険商品等に関する情報を提供するとともに、商品・サービスによる事故発生時の届出に基づく情報の提供 |  | 該当事例なし   |   |
|                 |                     | (4)生活衛生営業施設の衛生確保 | 環境衛生課              | 営業許可・開設検査の実施   | 生活衛生営業施設関係法令等に基づき営業の許可や開設時の検査を実施                                   | 許可申請、開設届の提出があった場合に実施                                       | クリーニング所9件、興行場1件、公衆浴場4件、美容所78件、理容所14件、旅館業6件                              |
|                 |                     |                  |                    | 施設の監視・指導の実施  | 生活衛生営業施設関係法令等に基づき施設の監視・指導を実施                                       | 興行場7件、旅館業37件、公衆浴場88件、理容所55件、美容所50件、クリーニング所20件              | クリーニング所3件、公衆浴場48件、美容所12件、理容所49件、旅館業42件                                  |

令和3年度事業結果(新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画)(二次改定)

| 課題              | 施策の方向                        | 取組内容  | 事業対象課名    | 事業名  | 事業の概要                                   | 令和3年度事業見込み  | 令和3年度事業結果   |                                       |
|-----------------|------------------------------|---|-----------|--|---|---|---|---------------------------------------|
| I 消費生活の安心・安全の確保 | 1 商品・サービスの安心・安全の確保           | (5)医薬品の安全性の確保   | 保健管理課     | 許可申請時の施設検査の実施                                  | 安全な医薬品等を提供するため薬局、医薬品販売業者を対象に許認可を執行      | 薬局、医薬品販売業許可時立入  | 薬局、医薬品販売業許可時立入件数:37件  |                                       |
|                 |                              |   |           | 施設の監視・指導の実施                                    | 安全な医薬品等を提供するため薬局、医薬品販売業者を対象に監視・指導       | 薬局、医薬品販売業立入   | 薬局、医薬品販売業立入件数:26件   |                                       |
|                 |                              | (6)商品・サービスの安全性に関する情報の提供                                 | 食の安全推進課   | 市ホームページ、機関紙による情報の提供                            | 食品・食中毒・食品営業施設の監視などに関する情報を市ホームページで公表     | 市ホームページで市民に公表   | 市報、市ホームページ等により情報を提供した                                       |                                       |
|                 |                              |   |           |  | 食肉の検査に関する情報を市ホームページなどで公表                | 食肉の検査に関する情報を市ホームページで公表  | 食肉の検査に関する情報を市ホームページで公表                                      |                                       |
|                 |                              |   |           |  | 衛生環境研究所                                 | 衛生環境研究所だよりによって市民に衛生・環境に関する情報を提供                                   | 年1回たよりを発行、ホームページ上で情報を提供                                     | 年1回たよりを発行、ホームページ上で情報を提供               |
|                 |                              |   |           |  | 消費生活センター                                | 国民生活センター刊行物の閲覧・貸出、消費生活センター機関紙「ゆうゆう通信」による情報の提供、事故発生情報の提供、危害情報の提供   | 各種情報は随時掲出。広報誌くらしゆうゆう通信は年2回発行(計2,000部)                       | 各種情報は随時掲出。広報誌くらしゆうゆう通信は年2回発行(計2,000部) |
|                 |                              |   | 消費生活センター  | 市ホームページによる公表及び関係事業者ホームページへのリンク                 | 商品・サービスによる事故が発生した場合は、製品の回収等に関する情報を提供    |   | 該当事例なし  |                                       |
|                 |                              |   |           | 事故発生情報の提供                                      | 商品・サービスによる事故発生時の届出による情報を提供              |   | 該当事例なし  |                                       |
|                 |                              |   |           | 商品・サービスに関する調査等                                 | 商品・サービスによる危害の防止のために、必要に応じて調査を実施         |   | 該当事例なし  |                                       |
|                 |                              |   |           | 危害情報の提供  | 商品・サービスによる危害の防止のために、調査の経過等を公表           |   | 該当事例なし  |                                       |
|                 | 2 適正な価格形成の確保並びに適正な表示及び計量の推進  | (1)適正な価格形成の確保   | 中央卸売市場    | 青果物・水産物・花卉の安定供給                                | 青果物・水産物・花卉の安定供給                         | 安定供給に努める。   | 安定供給に努めた。   |                                       |
|                 |                              |   | 消費生活センター  | 市民の意見を聴く会の開催                                   | 消費生活条例に基づき公益的事業者が料金変更をする場合に開催し、消費者意見を反映 |   | 該当事例なし  |                                       |
|                 |                              |   |           | くらしのレポーターによる価格の調査及び公表                          | くらしのレポーターにより価格調査を実施し、その結果を公表            | スーパー等での価格調査を7～9月、12～2月の年6回実施                                      | スーパー等での価格調査を7～9月、12～2月の年6回実施し、結果を広報誌で公表した。                  |                                       |
|                 |                              | (2)事業者に対する適正な表示の指導                                      | 食の安全推進課   | 食品表示法に基づく立入調査の実施                               | 法令に基づき営業施設の立入調査などを実施                    | 夏期監視や年末監視において、販売店での表示状況の監視指導を実施する。                                | 調査件数 42件(立入 17件、指導36件)                                      |                                       |
|                 |                              |   | 消費生活センター  | 家庭用品品質表示法・電気用品安全法・消費生活用製品安全法・ガス事業法に基づく立入調査の実施  | 法令に基づき事業所への立入調査を実施                      | 消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、電気用品安全法、ガス事業法それぞれに基づく商品の表示を確認するために店舗に立入調査する。 | 消費生活用製品安全法(1事業所・3品目)、家庭用品品質表示法(1事業所・2品目)、電気用品安全法(1事業所・4品目)。 |                                       |
| 消費生活センター        | 適正な包装の推進                     | 消費生活条例に基づき、適切な包装の推進を事業者に要請                              |           |  | 該当事例なし                                  |   |   |                                       |
| 食の安全推進課         | 栄養成分表示や虚偽誇大広告の禁止に関する相談・監視・指導 | 食品(健康食品を含む)の栄養成分表示、虚偽誇大広告に関して、製造者・販売者等を対象とした相談・指導・監視を実施 | 随時相談に応じる。 | 食品表示相談 566件<br>虚偽誇大に係る相談 5件<br>食品表示講習会 2回(26名) |   |   |   |                                       |

令和3年度事業結果(新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画)(二次改定)

| 課題              | 施策の方向                       | 取組内容                         | 事業対象課名   | 事業名              | 事業の概要                          | 令和3年度事業見込み                               | 令和3年度事業結果  |  |
|-----------------|-----------------------------|------------------------------|----------|------------------|--------------------------------|--|--|--|
| I 消費生活の安心・安全の確保 | 2 適正な価格形成の確保並びに適正な表示及び計量の推進 | (3)事業者に対する適正な計量の指導           | 消費生活センター | 計量器の定期検査の実施      | 計量法に基づき取引・証明に使用する計量器を隔年で検査     | 検査事業所 1,108件, はかり・おもり 3,767個             | 検査事業所 1,165件, 検査するはかり・おもり 3,639個                               |  |
|                 |                             |                              |          | 事業所の立入検査の実施      | 燃料油メーター, 商品量目などの立入検査を実施        | 商品量目立入検査(24事業所, 1,500個), 電気メーター(1事業所)    | 商品量目立入検査(24事業所, 1,550個), 電気メーター(1事業所)                          |  |
|                 |                             | (4)消費者に対する適正な表示及び計量に関する情報の提供 | 消費生活センター | 食の安全推進課          | 適正な表示及び計量に関する情報の提供             | 市報, 市ホームページ, 機関紙により情報を提供                 | ・市報, 市ホームページ等により情報を提供(食の安全推進課)<br>・市ホームページにより情報提供する。(消費生活センター) | ・市報, 市ホームページにより情報を提供した(食の安全推進課)<br>・市ホームページにより情報提供(消費生活センター) |
|                 |                             |                              |          | 消費生活センター         | 適正な包装に関する情報の提供                 | 消費生活条例に基づき, 適正な包装の推進に関する情報を提供            | 市ホームページにより情報提供する。  | 該当事例なし   |
|                 |                             |                              |          | 食の安全推進課          | 事業者に対する要請及び指導                  | 事業者へ法令の遵守や, 消費者に適正な情報を提供しよう要請又は指導        | 法令の遵守や情報の提供を要請する。  | 法令の遵守や, 消費者に適正な情報を提供しよう要請した。                                 |
|                 |                             | 3 事業者に対する要請及び指導              | 消費生活センター | (1)事業者に対する要請及び指導 | 事業者に対する要請及び指導                  | 事業者に対し, 法令の遵守や消費者に対する適正な情報提供に努めるよう要請及び指導 | 事業者訪問への対応及び要請指導  | 事業者訪問及び要請指導18件   |
|                 | (2)相互の理解                    |                              |          | 事業者・消費者等の相互理解の推進 | 事業者と消費者等の相互理解が進むよう情報提供         | 事業者団体との意見交換会を活用                          | 生命保険協会の意見交換会に参加  |  |
|                 | 4 地震等の災害時における対応             | (1)生活必需品の安定供給                | 消費生活センター | 危機対策課            | 政令市をはじめ, 他の地方公共団体との協定による物資の調達  | 政令市をはじめ, 他の地方公共団体との災害時応援協定による物資の調達       | 災害時応援協定締結都市との連携強化  | 該当事例なし   |
|                 |                             |                              |          | 防災課              | 民間団体との協定による物資の調達               | 民間団体との災害時応援協定締結による物資の調達                  | 物資供給に係る災害時応援協定締結   | 物資供給に係る災害時応援協定締結2件   |
|                 |                             |                              |          | 中央卸売市場           | 全国中央卸売市場協会の協定による生鮮食料品の確保       | 全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定による生鮮食料品の確保       | 協定関係の維持及び担当者連絡体制等最新情報への更新                                      | 中央卸売市場開設自治体との協定関係の維持及び担当者連絡体制等最新情報へ更新した。                     |
|                 |                             |                              |          | 消費生活センター         | 生活関連物資対策本部による買占め, 売り惜しみの防止措置   | 生活関連物資の買占め, 売り惜しみの防止を図るために関係機関と連携し調査等を実施 |  | 該当事例なし   |
|                 |                             | (2)生活関連物資の価格の緊急調査            | 消費生活センター | 災害時における消費生活情報の提供 | 災害時に発生が予測される消費者被害に関する情報を速やかに提供 |  | 該当事例なし   |  |
|                 |                             | (3)消費者被害の防止                  | 消費生活センター | 災害時における相談体制の整備   | 災害時の消費者被害の防止を図るために相談体制を整備      |  | 該当事例なし   |  |

## 令和3年度事業結果(新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画)(二次改定)

| 課題                      | 施策の方向         | 取組内容                    | 事業対象課名                        | 事業名                          | 事業の概要                                       | 令和3年度事業見込み                                     | 令和3年度事業結果                                   |  |
|-------------------------|---------------|-------------------------|-------------------------------|------------------------------|---|--|---|--|
| II 消費者教育の推進             | 5 消費者教育の機会の充実 | (1)家庭における消費者教育の充実       | 消費生活センター                      | 家庭における消費者教育の充実               | 家庭での実践を含む公民館と連携した啓発講座等の開催                   |  | 該当事例なし                                      |  |
|                         |               | (2)小・中・高等学校における消費者教育の充実 | 消費生活センター<br>学校支援課             | 子ども消費者学習の充実                  | 小学校6年生を対象に食品添加物・着色料の実験などの講座を開催              |  | ・出前講座を実施(消費生活センター)                          | 14校、19回の講座を実施(消費生活センター)                                    |
|                         |               |                         |                               | 個人と企業の経済活動における社会的責任に関する授業の実施 | 中学校・高等学校の社会科・公民科で個人と企業の経済活動における社会的責任について指導  | 教育課程研究集会において、中学校教員を対象に消費者学習の重要性について伝える。(学校支援課) | 教育課程研究集会からの要請がなかった。(学校支援課)                  |  |
|                         |               |                         |                               | 消費者の権利と責任に関する授業の実施           | 中学校家庭科分野の中で消費者の基本的な権利と責任について指導              |  | 中学校家庭分分野「C消費生活・環境」の授業実施(学校支援課)              |  |
|                         |               |                         |                               | 消費者啓発情報提供事業                  | インターネットや携帯電話トラブルに関する出前講座を実施                 |  | 該当事例なし                                      |  |
|                         |               | (3)大学等における消費者教育の充実      | 消費生活センター                      | 消費者啓発情報提供事業                  | 大学・専門学校の学生を対象に若者の消費者被害に関する注意を喚起             | 出前講座の実施  | 出前講座:短期大学部 210人                             |  |
|                         |               | (4)職場における消費者教育の充実       | 消費生活センター                      | 消費者啓発情報提供事業                  | 事業所からの依頼に基づき、職員を対象とした講座を開催                  | 出前講座の実施  | 該当事例なし                                      |  |
|                         |               | (5)地域における消費者教育の充実       | 消費生活センター                      | 市政さわやかトーク宅配便                 | 町内会・老人クラブ・消費者団体・地域コミュニティなどからの依頼に応じて講座を開催    | 宅配便の実施   | 宅配便6回実施                                     |  |
|                         |               |                         |                               | 消費生活センター<br>高齢者支援課           | 市政さわやかトーク宅配便                                | 高齢者被害の防止を図るために、悪質商法等に関する講座を開催                  | 宅配便、出前講座の実施                                 | 宅配便6回に加えて出前講座4回実施  |
|                         |               |                         |                               | (6)高齢者に対する消費者教育の充実           | 地域包括ケア推進課                                   | 包括的支援事業の権利擁護業務                                 | 地域包括支援センターが地域の高齢者やサービス事業者等を対象に消費者被害防止の啓発を実施 | 地域の茶の間やサロン・老人クラブ・民生委員・介護保険サービス事業者へ地域の特性を考慮しながら、消費者被害防止を啓発。 |
|                         |               | 消費生活センター                | 高齢者向けチラシ等の作成・配布               |                              | 高齢者被害の防止を図るために、福祉関係者や地域関係者に高齢者向けチラシ等を作成し、配布 | 高齢者被害防止リーフレットの配布                               | 高齢者被害防止リーフレットを3,000部作製し、包括支援センターや行政窓口で主に配布  |  |
|                         |               | (7)障がい者に対する消費者教育の充実     | 消費生活センター<br>障がい福祉課            | 市政さわやかトーク宅配便                 | 障がい者被害の防止を図るために、福祉関係者や地域関係者に、悪質商法等に関する講座を開催 | 講座の実施(消費生活センター)                                | 該当事例なし                                      |  |
| (8)消費生活センターにおける消費者教育の充実 | 消費生活センター      | くらしの一日教室の開催             | 生活に関連するテーマを選び専門の講師による講義や実習を実施 | 6回実施                         | 6回実施  |  |   |  |
|                         |               | くらしのテスト教室の開催            | 簡易テストを取り入れた講座を実施              | 座学のみを含め3回実施                  | 座学及び簡易テストの講座を10回実施                          |  |   |  |
|                         |               | 消費者教育支援者による講座の開催        | くらしのレポーターを活用した講座を開催           | 市政宅配便にレポーターを活用               | レポーターの活用事例なし                                |  |   |  |

## 令和3年度事業結果(新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画)(二次改定)

| 課題          | 施策の方向                    | 取組内容                      | 事業対象課名            | 事業名                     | 事業の概要                                       | 令和3年度事業見込み   | 令和3年度事業結果   |
|-------------|--------------------------|---------------------------|-------------------|-------------------------|---|--|---|
| II 消費者教育の推進 | 6 消費者教育の支援者の育成           | (1)消費者教育の支援者の育成           | 学校支援課<br>消費生活センター | 教員関係職員研修会の開催            | 教職員が児童生徒を対象に指導ができるよう研修会を開催                  |  | 該当事例なし  |
|             |                          |                           |                   | 消費者教育研修講座への派遣           | 独立行政法人が実施する講座に消費生活相談員等を派遣                   |  | 該当事例なし  |
|             |                          |                           |                   | くらしのレポーター研修会開催          | 消費者教育の支援者を育成するために、講座を開催                     | 消費者相談の概要などをテーマに講座を年6回実施(消費生活センター)                              | 消費者相談の概要などをテーマに講座を年4回実施(消費生活センター)   |
|             |                          |                           |                   | 新潟県消費生活サポーターの支援         | 新潟県消費生活サポーターの資質向上のため、研修会等へ講師を派遣             | 消費生活相談員を研修講師として派遣(消費生活センター)                                    | 該当事例なし  |
|             |                          |                           |                   | ビデオ・図書の貸出               | 消費者力の向上を図るために教材・ビデオ・図書を貸出                   | ・中学校教育課程研究会において、教材・ビデオ・図書を紹介(学校支援課)<br>・教材・ビデオ・図書を貸出(消費生活センター) | ・中学校教育課程研究会において、教材・ビデオ・図書を紹介(学校支援課)<br>・書籍1件貸出(消費生活センター)  |
|             |                          |                           |                   | 糖度計等の検査機器の貸出            | 消費者教育の支援者の指導に必要な教材等を貸出                      |  | 糖度計1件貸出(消費生活センター)   |
|             |                          |                           |                   | 教育プログラムに関する情報の提供        | 消費者教育の支援者が必要となる教育プログラムに関する情報を提供             | くらしのレポーター研修会6回開催(消費生活センター)                                     | ・小中学校で導入しているICT端末に、「エンカル消費」パッケージ教材の情報を掲載(学校支援課)<br>・くらしのレポーター研修会4回開催(消費生活センター)<br>・市ホームページへ子供向け消費啓発教材の教師用手引きを掲載(消費生活センター) |
|             | 7 消費生活に必要な知識・技術に関する情報の提供 | (1)消費生活に必要な知識・技術に関する情報の提供 | 消費生活センター          | 市ホームページの充実等             | 消費生活に必要な情報を提供                               | 市ホームページに情報掲載   | 市ホームページに情報掲載  |
|             |                          |                           |                   | 消費者教育関連ポータルサイトに関する情報の提供 | 消費者教育の支援を図るために関連ポータルサイトに関する情報を提供            |  | 該当事例なし  |
|             |                          |                           |                   | 機関誌・情報誌の活用              | 機関誌・広報誌発行団体に対し、消費生活に必要な情報の提供                | 市報に注意喚起を掲載   | 該当事例なし  |
|             |                          |                           |                   | 高齢者向けチラシ等の作成・配布         | 高齢者被害の防止を図るために、福祉関係者や地域関係者に高齢者向けチラシ等を作成し、配布 | 高齢者被害防止リーフレットの配布   | 高齢者被害防止リーフレットを3,000部作製し、包括支援センターや行政窓口で主に配布  |
|             | 8 消費者教育に関する支援体制の充実       | (1)消費者教育に関する支援体制の充実       | 学校支援課<br>消費生活センター | 消費者教育に関する支援             | ライフステージに応じ、消費者が自ら学習するために必要な情報を収集し、広く提供      | ・市内小学6年生と市内中学3年生に啓発冊子を配布(消費生活センター)                             | ・消費者教育に関するフォーラム等の開催について周知(学校支援課)<br>・市内小学6年生と中学3年生に啓発冊子を配布(消費生活センター)  |

## 令和3年度事業結果(新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画)(二次改定)

| 課題            | 施策の方向               | 取組内容                     | 事業対象課名    | 事業名   | 事業の概要   | 令和3年度事業見込み                   | 令和3年度事業結果                                    |
|---------------|---------------------|--------------------------|-----------|---|---|------------------------------|--|
| Ⅲ 消費者被害の防止・救済 | 9 消費者被害の防止          | (1)効果的な情報の提供             | 消費生活センター  | 市報・市ホームページ・報道機関の活用                            | 消費者被害や製品事故に関する情報を速やかに提供                                 | 市ホームページに注意喚起情報を掲載            | 市ホームページに注意喚起情報を掲載                            |
|               |                     |                          |           | チラシの配布やポスターの掲示                                | 消費者被害を迅速に防止するため、緊急情報チラシを作成・配布                           |                              | 該当事例なし                                       |
|               |                     | (2)消費者契約の適正化             | 消費生活センター  | 立入調査・勧告・公表                                    | 消費生活条例に基づき、事業者への立入調査等を実施                                |                              | 該当事例なし                                       |
|               | 緊急危害防止を図るための事業者名の公表 |                          |           | 重大な危害発生時等には、消費生活条例に基づき、消費者被害の防止を図るために、事業者名を公表 |   | 該当事例なし                       |  |
|               | 10 消費者被害の救済         | (1)助言・あっせん・調停による消費者被害の救済 | 消費生活センター  | 消費生活相談の実施                                     | 市民からの消費生活相談に対し、消費生活相談員による助言・あっせんを実施                     | 消費生活相談員による助言・あっせん            | 年間相談件数3,448件(内 助言2,411件、あっせん解決69件、あっせん不調13件) |
|               |                     |                          |           |   | 国民生活センターとの相談業務の連携                                       | 国民生活センターとの相談業務の連携            | 相談処理のため国民生活センターへのホットラインを活用                   |
|               |                     |                          |           | 市民からの相談の円滑な解決を図るため、国及び事業者団体の相談窓口を紹介           | 相談窓口の紹介、その他情報提供   | 他機関紹介152件、その他情報提供613件)       |  |
|               |                     |                          |           | 苦情処理委員会による調停                                  | 消費生活相談員による解決が困難な場合、状況に応じ、消費者被害の救済を図るために、苦情処理委員会による調停を実施 |                              | 該当事例なし                                       |
|               |                     | (2)消費者訴訟の援助              | 消費生活センター  | 消費者訴訟への援助                                     | 消費者が被害を受けた場合で、一定の条件を満たす場合は、必要な訴訟援助を実施                   |                              | 該当事例なし                                       |
|               |                     | (3)市長への申出                | 消費生活センター  | 市長への申出  | 消費生活条例に基づく市長への申し出に対し調査等を実施                              |                              | 該当事例なし                                       |
|               |                     | (4)消費者団体訴訟に対する支援         | 消費生活センター  | 消費者団体訴訟に対する支援                                 | 適格消費者団体からの申請に対し、必要と認められる範囲内で情報を提供                       |                              | 該当事例なし                                       |
|               | (5)多重債務相談への取り組み     | 消費生活センター                 | 多重債務相談の実施 | 市民からの多重債務相談に対し、専門相談員による生活再建を支援                | 相談及び生活再建支援  | 新規相談者178名                    |  |
|               |                     |                          | 庁内連絡会議の開催 | 市役所における多重債務に関連する部署による庁内連絡会議を開催                | 庁内連絡会議の開催   | 庁内連絡会議を開催(11月)               |  |
|               | 11 消費生活相談の充実        | (1)消費生活相談員の専門知識の向上       | 消費生活センター  | 研修会等への参加                                      | 国民生活センター等が主催の消費生活相談員研修会等に参加                             | 相談員の研修参加                     | オンラインでの同時視聴を含め相談員延べ15人が研修に参加                 |
|               |                     |                          |           | 弁護士活用事業                                       | 相談窓口高度化のため、相談案件について、県弁護士会の弁護士から相談員が助言を受ける検討会を実施         | 毎月1回、年12回開催                  | 毎月1回、年12回開催                                  |
|               |                     | (2)相談窓口の拡充               | 消費生活センター  | 関係機関と合同で多重債務者相談会を開催                           | 関係機関と合同で多重債務者相談会を開催                                     | 関係機関と合同で多重債務者相談会を開催          | 新潟県、県弁護士会、県司法書士会等と合同で多重債務者相談会を開催(12月)        |
|               |                     |                          |           | 相談窓口の拡充                                       | 休日の相談窓口に関する情報を提供  | ホームページ掲載、センター入口での周知          | ホームページ掲載、センター入口での周知                          |
|               |                     |                          |           | 市民からの要請に基づき区役所等を会場に出張相談を実施                    | 状況により出張相談実施   | 相談者の状況に応じ個別に区役所等で出張相談対応を行った。 |  |

## 令和3年度事業結果(新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画)(二次改定)

| 課題                              | 施策の方向              | 取組内容                | 事業対象課名                          | 事業名   | 事業の概要  | 令和3年度事業見込み  | 令和3年度事業結果   |
|---------------------------------|--------------------|---------------------|---------------------------------|---|--|---|---|
| IV 地域が一体となった高齢者・障がい者の消費生活に対する支援 | 12 高齢者・障がい者の被害の防止  | (1)高齢者に対する消費者教育の充実  | 【施策課題Ⅱ－施策5(6)の再掲】               |   |  |   |   |
|                                 |                    | (2)障がい者に対する消費者教育の充実 | 【施策課題Ⅱ－施策5(7)の再掲】               |   |  |   |   |
|                                 | 13 高齢者・障がい者の財産の保護  | (1)高齢者・障がい者の財産の保護   | 福祉総務課(社会福祉協議会)                  | 成年後見制度、日常生活自立支援事業の活用の周知                           | 成年後見制度、日常生活自立支援事業の活用に向けて消費者に広く周知                   | 自治会、町内会、認知症や障がい者家族会など依頼に対し、役割や制度の必要性、事例紹介などを行う職員を派遣。    | ・成年後見支援センター職員が区役所、区社協、お茶の間等に出向き、一般市民や関係機関向けに報啓発活動(研修会、講演会等)を実施した。<br>・包括支援センター、医療機関、介護施設を訪問し、広報啓発活動を行った。その際に依頼を受け、上記研修会や講演会に職員を派遣した。(研修会、講演会参加者:558人) |
|                                 |                    |                     | 消費生活センター                        | 日常生活自立支援事業や権利擁護事業に関するチラシの配布                       | 講座等の開催時に、成年後見制度や権利擁護事業に関する情報を提供                    | 成年後見制度の講座回開催  | 成年後見制度の講座を1回開催  |
|                                 | 14 地域が一体となった見守りの推進 | (1)見守りネットワークの活用     | 消費生活センター<br>地域包括ケア推進課<br>障がい福祉課 | 高齢者・障がい者の消費者被害に関する研修会の開催                          | 地域包括支援センター職員や福祉関係者などを対象に高齢者被害・障がい者被害及び防止に関する研修会を開催 | ・地域包括支援センターや福祉関係者の依頼により研修講師を派遣(消費生活センター)                | ・地域包括支援センターや福祉関係者の依頼により研修講師を3回派遣(消費生活センター)  |
|                                 |                    |                     |                                 | 高齢者・障がい者の消費者被害に関する情報の提供                           | 地域包括支援センター職員や福祉関係者などに高齢者被害・障がい者被害及び防止に関する情報を提供     | ・機関紙送付、メール配信による情報提供(消費生活センター)<br>・必要時情報提供を実施(地域包括ケア推進課) | ・機関紙送付、メール配信による情報提供(消費生活センター)<br>・メール等で地域包括支援センターへ情報提供(地域包括ケア推進課)   |
| (2)持続可能な見守りネットワークづくりの検討         |                    | 消費生活センター            | 「消費者安全確保地域協議会」で検討               | 地域が一体となった、持続可能な見守りネットワークづくりについて、「消費者安全確保地域協議会」で検討 | 消費者安全確保地域協議会を開催                                    | 消費者安全確保地域協議会を開催(1回)                                     |   |

令和3年度事業結果(新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画)(二次改定)

| 課題               | 施策の方向             | 取組内容              | 事業対象課名                                     | 事業名                   | 事業の概要   | 令和3年度事業見込み                              | 令和3年度事業結果   |
|------------------|-------------------|-------------------|--|-----------------------|---|---|---|
| V 関係機関・団体との連携の推進 | 15 消費者団体の活動に対する支援 | (1)消費者団体の活動に対する支援 | 消費生活センター                                   | 消費生活講座への講師の派遣         | 消費者団体が主催する講座・研修会に講師を派遣                            | 消費者団体主催研修会に講師を派遣                        | 該当事例なし  |
|                  |                   |                   |  | ビデオ・図書の貸出             | 消費者団体を支援するために、ビデオ・図書を貸出                           | ビデオ・図書を貸出                               | 貸出要望なし  |
|                  |                   |                   |  | 情報の提供                 | 消費者団体の活動情報、団体運営研修会に関する情報などを提供                     | 消費者団体主催の不用品販売会の開催情報を区報で周知               | 該当事例なし  |
|                  |                   |                   |  | 事業の協働実施及び意見交換         | 主催講座の講師依頼、消費者団体との意見交換の実施                          | 子ども消費者学習等の講師を依頼                         | 子ども消費者学習延べ43名、出前くらしのテスト教室延べ18名、くらしの一日教室延べ2名の講師を依頼 |
|                  | 16 関係機関・団体との連携    | (1)関係機関との連携       | 消費生活センター                                   | 独立行政法人等との連携           | 国民生活センター講師派遣制度の活用、消費者問題出前講座の活用、金融教育出前講座の活用        | 出前講座の活用                                 | 新潟県年金協会連合会に講座を開催                                  |
|                  |                   |                   |  | 消費者教育推進機関との連携         | 消費者団体・事業者団体に所属する指導者や団体が開催する講座等の情報を提供              | 講座等の情報提供                                | フォーラム開催案内を情報コーナーに配架                               |
|                  |                   |                   |  | 事業者団体との連携             | 事業者団体との意見交換会への参加                                  | 事業者団体との意見交換会へ参加                         | 生命保険協会の意見交換会へ参加                                   |
|                  |                   |                   |  | 国・県との連携の強化            | 消費者行政担当者会議への出席、消費生活センター担当者会議への出席、県内消費生活センターとの情報交換 | 会議へ出席・情報交換                              | 消費者庁・国民生活センター主催の会議へ出席、県と適宜情報を交換                   |
|                  |                   |                   | 消費生活センター高齢者支援課<br>障がい福祉課<br>福祉総務課<br>学校支援課 | 地域と一体となった取組の推進        | 地域が一体となって消費者被害の防止を図るため、コミュニティ協議会等との協働を推進          | ・地域包括支援センターと協働した消費者被害防止の取組を実施(消費生活センター) | 各区の地域包括支援センター会議に出席し、消費者被害防止に向け情報提供(消費生活センター)      |
|                  |                   |                   | (2)消費者教育における連携                             | 【施策課題Ⅱ－施策6・7・8の再掲】    |   |   |   |
|                  |                   |                   | (3)消費者の被害の防止・救済                            | 【施策課題Ⅲ－施策9・10・11の再掲】  |   |   |   |
|                  |                   |                   | (4)地域が一体となった高齢者・障がい者の消費生活に対する支援            | 【施策課題Ⅳ－施策12・13・14の再掲】 |   |   |   |



令和3年度事業結果(新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画)(二次改定)

| 課題                | 施策の方向                    | 取組内容                        | 事業対象課名              | 事業名                          | 事業の概要  | 令和3年度事業見込み   | 令和3年度事業結果  |
|-------------------|--------------------------|-----------------------------|---------------------|------------------------------|--|--|--|
| VI 環境にやさしい消費生活の推進 | 17 環境問題に関心を持つ人づくりの推進     | (1)学校における環境教育の推進            | 環境政策課<br>学校支援課      | 環境学習の推進                      | 市内小学4年生、中学1年生への環境教育副読本の作成、配布<br>環境教育実践協力校の指定と活動の支援<br>市内中学生を対象とした水環境ポスター展の開催   | ・副読本の配布(環境政策課)<br>・ESD環境学習モデル支援校事業の実施(環境政策課)<br>・学校への出前授業、訪問対応(環境政策課)  | ・副読本の配布(小学校7,000部、中学校7,700部)(環境政策課)<br>・ESD環境学習モデル支援校13校を支援(環境政策課)<br>・学校への出前授業、訪問対応2校141名(環境政策課)  |
|                   |                          | (2)地域における環境教育の推進            | 環境政策課               | 環境学習の推進                      | 環境フェアの開催<br>地域への環境学習講師の派遣<br>紙芝居、絵本、ゲーム等環境学習ツールの貸出   | ・エコライフ講座の実施<br>・がたっこプロジェクト実施(講座・大学生による小学校での環境学習支援を実施)  | ・にいがた市民環境フェア開催(延参加者数:74人)(環境政策課)<br>・がたっこプロジェクト実施(市内大学生への基礎知識講座・プロジェクトメンバーによる沼垂小学校での環境学習支援実践)(環境政策課)   |
|                   |                          | (3)環境情報の共有化                 | 環境政策課<br>循環社会推進課    | 情報の共有化                       | 新潟市環境総合サイト「エコやろてば!」の運営<br>市報にいがた、市ホームページへの情報掲載<br>SNSによる環境関連情報の発信  | ・新潟市環境総合サイト「エコやろてば!」による情報発信(環境政策課)<br>・市ホームページへの情報掲載(循環社会推進課)<br>・資源とごみの情報紙「サイチヨプレス」の発行(6回)(循環社会推進課)<br>・ごみ分別アプリの情報提供(循環社会推進課) | ・新潟市環境総合サイト「エコやろてば!」による情報発信(環境政策課)<br>・市報にいがた、市ホームページへの情報掲載(循環社会推進課)<br>・資源とごみの情報紙「サイチヨプレス」の発行(6回)(循環社会推進課)<br>・ごみ分別アプリの情報提供(タウンロード)件数25,474件(循環社会推進課) |
|                   |                          | (4)協働による取り組み体制づくりの推進        | 環境政策課               | 協働による取り組み体制づくりの推進            | にいがた市民環境会議の支援  | ・にいがた市民環境会議の開催<br>・にいがた市民環境フェアの開催  | ・にいがた市民環境会議の開催<br>・にいがた市民環境フェア開催(延参加者数:74人)(環境政策課)【再掲】   |
|                   | 18 省資源・省エネルギーの推進         | (1)省資源・省エネルギーの推進            | 環境政策課               | 市地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガス排出量の削減 | 環境保全につながる取り組みへポイントを発行する事業の実施<br>イベント等における温暖化防止キャンペーンの実施<br>環境家計簿の普及と活用促進<br>小学校、幼稚園、保育園へのグリーンカーテン設置資材支援<br>省エネ性能の高い住宅の普及促進 | ・エコライフ講座の実施<br>・エコハウス推進チームとの連携   | ・にいがた未来ポイント事業は、令和3年9月末に終了<br>・エコハウス推進チームと連携したイベント(県環境フェスティバル)での省エネ住宅普及啓発ブース出展(環境政策課)   |
|                   |                          |                             |                     |                              | 食品ロスの削減  | 食品ロスの削減に対する消費者及び事業者の取組を促進  | ・エコレシピコンテスト、食品ロス削減講座の開催、啓発パンフレット作成、事業者の取組を促進(循環社会推進課)<br>・家庭でできる食品ロス削減策を啓発する講座を開催(消費生活センター)  |
|                   | 19 食品ロス及び廃棄物の減量・リサイクルの推進 | (1)食品ロスの削減及びごみの減量と分別・資源化の推進 | 循環社会推進課<br>消費生活センター | 3Rの推進                        | 発生抑制・再使用・再生利用の推進による家庭ごみの排出抑制   | 1人1日あたり家庭系ごみ排出量(目標値)478g   | ・1人1日あたり家庭系ごみ排出量496g   |

## 令和3年度事業結果(新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画)(二次改定)

| 課題                | 施策の方向                    | 取組内容                        | 事業対象課名            | 事業名               | 事業の概要                                       | 令和3年度事業見込み   | 令和3年度事業結果   |
|-------------------|--------------------------|-----------------------------|-------------------|-------------------|---|--|---|
| VI 環境にやさしい消費生活の推進 | 19 食品ロス及び廃棄物の減量・リサイクルの推進 | (1)食品ロスの削減及びごみの減量と分別・資源化の推進 | 循環社会推進課<br>環境政策課  | 家庭系ごみの減量・リサイクルの推進 | 新ごみ減量制度の継続により、可能な限り資源化と分別の徹底による高品質なリサイクルを確保 | ・多様な排出機会の確保(集積場・拠点回収・集団資源回収など)(循環社会推進課)              | ・多様な排出機会の確保(集積場・拠点回収・集団資源回収など)(循環社会推進課)                           |
|                   |                          |                             |                   | 事業系ごみの減量・リサイクルの推進 | ガイドラインの普及に努め、自発的な取組を促進                      | ・「事業系廃棄物処理ガイドライン」の推進(循環社会推進課)                        | ・「事業系廃棄物処理ガイドライン」の推進(循環社会推進課)                                     |
|                   |                          |                             |                   | 事業者によるレジ袋の削減      | 事業者によるレジ袋の削減のための方策(マイバッグ持参運動)を積極的に促進        | ・新潟市環境優良事業者等認定制度による取組みの促進(循環社会推進課)                   | ・環境優良事業者等認定制度(3R推進部門57事業者160事業所)(循環社会推進課)                         |
|                   |                          |                             |                   | 家庭系廃食用油回収の実施      | 家庭から廃油を回収                                   | ・家庭の廃食用油回収(環境政策課)【R3年度末事業廃止予定】                       | ・家庭の廃食用油回収(環境政策課)【R3年度末事業廃止予定】                                    |
|                   |                          | (2)消費者・事業者・行政の協働による取組みの推進   | 循環社会推進課<br>廃棄物対策課 | 協働による体制づくりの推進     | 消費者・事業者・行政の協働によりマイバッグ運動等を促進                 | ・マイバッグ運動等を促進(循環社会推進課)                                | ・マイバッグ運動等を促進(循環社会推進課)   |
|                   |                          |                             |                   | クリーンにいがた推進員制度     | 自治会ごとにクリーンにいがた推進員を選任し、地域と一体となったごみの3R運動を展開   | 推進員の選任(廃棄物対策課)                                       | 推進員数 5,709人(1,809自治会)(廃棄物対策課)                                     |
|                   |                          |                             |                   | 環境優良事業者等認定制度の推進   | 環境優良事業者等の認定により、3Rに関する取組を促進                  | ・新潟市環境優良事業者等の認定、制度の普及啓発(令和3年度に制度の名称及び内容が変更)(循環社会推進課) | ・環境優良事業者等の認定、制度の普及啓発(3R推進部門57事業者160事業所、ゼロカーボン部門3事業者4事業所)(循環社会推進課) |